○農林水産省告示第二千八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町下相二〇五〇、二〇五三、三九六〇の一、三九六〇の二、三九六〇の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町下相二〇五〇・二〇五三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三九六〇の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県伊予市両澤字大山乙四三から乙四五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大山乙四三から乙四五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県南宇和郡愛南町小山二〇七五、二〇七六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小山二〇七五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第五回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成九年六月九日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県八潮市大字大瀬字稗田及び字根通、大字伊勢野字根通及び字助九、大字古新田字仕込並びに大字南川崎字八反野の各一部

四　土地区画整理事業の名称　草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県八潮市八潮一丁目二十七番地一

六　事業計画の認可の年月日　平成九年六月九日

七　事業計画の変更（第五回）の認可の年月日

平成二十五年十一月二十七日

○国土交通省告示第千百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大坂川（二）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

長崎県長崎市上戸石町

九五〇番・一〇九三番・一〇九四番第二合併一

九五〇番・一〇九三番・一〇九四番第二合併二

九五〇番・一〇九三番・一〇九四番第二合併三

九五一番

九五三番及び九五四番

一〇九一番及び一〇九二番

一〇九五番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

長崎県長崎市上戸石町

一〇八四番　一号及び二号

一〇七八番　三号

一〇七五番　四号

九五五番一　五号から七号まで

九五三番　八号

一〇九五番二　九号

一〇八九番二　十号及び十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上浦川（八）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

長崎県長崎市上浦町

一二四番

一四八番及び一四九番

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

川床川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県諫早市川床町

七九六番ロ　一号

七九四番　二号、十三号及び十四号

八五〇番一　三号

八五〇番二　四号

八五九番　五号及び六号

八六〇番一〇　七号

七九一番ロ　八号

七九二番　九号

七八六番　十号及び十二号

七八四番一　十一号

七九五番二　十五号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

向平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を平成二十三年国土交通省告示第千二百五十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域